



修正版
中学1・2年生用

東淀川区では、民間事業者を活用した

課外学習事業（こぶしのみのり塾）を開講しています！

東淀川区では、中学生の習熟度に応じた基礎学力の向上と学習習慣の形成及び定着を図るため、東淀川区内在住または在学の中学生1年生から3年生までを対象に、区内中学校の施設を活用し月額1万円の受講料で70分授業を週2回受講いただける「こぶしのみのり塾」を実施しています。（現在、井高野中学校、瑞光中学校、大桐中学校、東淀中学校、新東淀中学校、柴島中学校、淡路中学校、中島中学校の区内全中学校で実施中です。）気になられた方は、是非、区役所ホームページをご覧ください！

※受講料のお支払いには、大阪市習い事・塾代助成事業の「習い事・塾代助成カード」が利用いただけます。

～「こぶしのみのり塾」についてのお問合せ先～

東淀川区役所保健福祉課（子育て・教育）（TEL：06-4809-9807）

9:00～17:30（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

こぶしのみのり塾 HP→



大阪市習い事・塾代助成事業について

大阪市習い事・塾代助成事業とは小・中学生等の塾・習い事の費用（月1万円分）を助成するものです。令和7年4月から習い事・塾代助成カードを利用される場合は、令和7年1月20日（月）までに申請を行ってください。

大阪市習い事・塾代助成事業の対象となる方（両方の要件を満たす方）

大阪市内に居住している小学5年生
～中学3年生を養育している方

※令和6年10月より所得制限が撤廃されました。

※詳細は習い事・塾代助成のHPをご覧ください

大阪市習い事・塾代助成事業の申請に必要なもの（現在利用されている方も含みます）

「習い事・塾代助成カード」をお持ちの方

継続申請書は12月に大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局からご家庭にお送りしているお知らせに同封しています。

「習い事・塾代助成カード」をお持ちでない方

申請を希望する場合は、申請書類をお送りしますので、大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局までご連絡ください。

～大阪市習い事・塾代助成事業についてのお問合せ先～

大阪市習い事・塾代助成事業運営事務局（TEL：06-6452-5273）

12:00～20:00（日曜日、祝日、年末年始を除く）

習い事・塾代助成事務局 HP→



※この内容は令和6年12月現在のものです。各事業の実施については令和7年度予算の成立が前提となります。